

《報道ニュースの場面》

(アナウンサーを中村様)

道内のニュースをお伝えします。本日8月20日の午後2時ごろ札幌中央高校での運動会の入場行進練習中に、数名の生徒が体調不良を訴えて救急車で搬送され、うち1名の生徒が死亡しました。この日の気温は30度を越える猛暑であり、道警本部では学校の安全管理体制に大きな問題があったとみて、学校長や現場に居合わせた教師らに対する、業務上過失致死罪での容疑で、学校の捜索及び学校長等の取調べを始めた模様です。以上現場からお伝えしました。

《記者会見の場面》

(新聞記者を中村様、校長を牧様)

記者：学校として責任をお感じになっていませんか。

校長：十分に注意をしていた、との報告を受けており、学校に責任があるとは考えておりません。

記者：過去に札幌中央高校で暑さが原因で、生徒さんが体調不良を訴えたという事例はありましたか。

校長：いやそれについては調査中なので、なんとも、少なくとも私はそのような事例は把握しておりません。

記者：他校において熱中症による死亡事例が多数おきていることはご存知でしたか。

校長：いや当然あるのだと思いますが、あの…まさかこのような事態になるとは思ってませんでした。

記者：まさかとおっしゃいましたが、このような炎天下で長時間の練習をしたら、熱中症で死亡する可能性があることくらいわかりますよね。

校長：ええ、いや、まあ、その、放置していたわけではありません。

記者：いやそういうこと聞いてるんじゃないんですよ。生徒さんの安全に関わる校内での事故事例や、他校での事故事例をきちんと知ろうとはしていなかったのですか。

校長：・・・していませんでした。

記者：いえ、結構です。熱中症に対する対策をなにか講じていましたか。

校長：対策ですか。いや、あの、はい・・・。

記者：校長先生の口からすぐ出てこないということは、熱中症を防止しようとする意識自体が学校に無かったということに他ならないのではないのでしょうか。

校長：いや、あの・・・、そのあたりは現場に居合わせている教師がケースバイケースで判断しているわけですし、そのとき現場に居合わせていなかった私の方ではなんとも。

記者：体調不良の申し出があった段階で練習の中断ということは検討されなかったんですか。

校長：その時に私のところにそういった報告があったわけではないので、今はなんともお答えできないのですが。

記者：体調不良を訴えた生徒さんについてはすぐに救急車で搬送したんでしょうか。

校長：それもまだこの段階では、まだ報告を正確には受けていないので、どうしたかは今はわかりません。

記者：いや、もう結構ですよ。分からない分からないとおっしゃいますが、そういった情報を校長先生が把握していないこと自体が大問題でないでしょうか。校長先生、適宜情報が入るような体制は整備してらっしゃらなかったんですか。

校長：体制整備ですか。それはちょっと把握しておりません・・・教頭先生、分かりますか。

記者：いや、もう結構ですよ。亡くなられた生徒さんや入院している生徒さん、あるいは保護者の方に謝罪はされたんでしょうか。

校長：謝罪ですか。学校に責任があるとはこの段階ではまだ考えておりませんので、謝罪というものは致しておりませんが、きちんと事実関係を究明した後に、ご説明はしたいと思っております。

記者：賠償も考えていないんでしょうか。

校長：いやですから、学校に責任があるとは考えておりませんので、賠償というものは考えておりません。

記者：事実関係を究明、と先ほどおっしゃいましたが、具体的にどんなことを学校でされているのでしょうか。

校長：とにかく今は、現場に居合わせた教員及び生徒から情報を集めているところです。

記者：どのような方法で情報収集に当たっているのでしょうか。

校長：どのような方法・・・いや、ちょっとあの私のところにはまだ詳しい情報が入っていないものですから。

《数日後、検察庁での検事の取調べ》

(検事を中村様、校長を牧様)

検事：あなたねえ、ご遺族の方もカンカンですよ。

校長：なんでですか。

検事：記者会見、見てるに決まってるでしょ。

校長：いや丁重にお話したつもりでしたが、どこがいけなかったのでしょうか。

か。

検事：まあ、いいですわ。あなた、記者会見でも言っていたけども、学校で、自分の学校や他の学校での事故事例すら知らなかったし、知ろうともしてなかったんですね。

校長：いやあのどういう趣旨での質問かちょっとよく分からなかった部分もあったのですが、調査等は確かにしておりません。

検事：自分の学校で過去に熱中症が疑われる事例、こういうものはありましたか？

校長：あったと・・・はい、ありました。はい。

検事：その当時にあなたはちゃんとそのことを把握してたんですか。

校長：はい、はい。

検事：記者会見で言ってることと違うんだけど・・・。

校長：いや、すみません、あの、当時は知らなかったんですが、後で知りました。

検事：そのしゃべり方自体何とかありませんかね。しどろもどろでいらいらするんですけどね。

校長：いや、すみません。

検事：その生徒さん、結局その当時の事故でどうなったんですか。

校長：あの学校側で病院につれていくのが遅れたこともあってですね、結局親御さんが病院に連れて行って熱中症といわれて、2,3日入院していたっていうのを今回の事件後に知りました。

検事：そういう情報があなたの耳に即時に入るような連絡体制は事前に設けていなかったんですか。

校長：事前、事前にですか。ああ、知っていませんでした。

検事：そういう事例が発生した場合の対処方法も考えてなかったわけですね。

校長：まあそう次々と言われると、その通りとしか言いようがありません。

検事：教員にも、そういった場合の対処方法や連絡方法なども指導していなかったんですか。

校長：教員にも・・・あ、はい。

検事：生徒が熱射病でどうなろうとも、要するにどうでも良かったんですね。

校長：そうなのではないですよ。

検事：そういうわけではってあなた、じゃあそれなら何か指示してたんですか。

校長：え、いえ・・・。

検事：だからどうでもいいと思っていたんですよ。

校長：ええ、いや、そんなことは、そんなことは。

検事：別に赤の他人だし、言っちゃ悪いけど死んでいいと思ってたんでしょ。

校長：そんなことは思ってませんよ。

検事：いやいやいや、現に亡くなってるでしょ。死なないように何か工夫したのかって聞いてんだよ。

校長：いえ、してません。すいません。

検事：調書取りますよ。私は生徒なんて所詮は赤の他人だから、別に死んでもよいと思っていたので何もしていませんでした。はい、サインして。

校長：いえそんな、そんな、すごく私が悪者みたいじゃないですか。

検事：いやいやいや、あなた一番状況を知っていなきゃいけない責任者の癖に一番分かっていないんだから、こう言われたって仕方ないでしょ。そこをちゃんと自覚して、こういう調書みたいに自分をとことん悪者にするこういうものにサインすれば、あ〜こんなものにサインして・・・本当に反省しているんだなと裁判官もちゃんと評価してくれるんだよ。

校長：え、本当にそうなんですか？

検事：ああそうだよ。本当だよ。ところでご遺族に対する補償も考えてないんですか。

校長：ああいやだって、責任があるかどうかははっきりしない段階で補償と言われましても。

検事：きっちり補償してご遺族の処罰感情がやわらげば、罰金か、あるいは起訴しないということも検討の余地があるんですけどね。何もしないでご遺族が今回みたいに怒ってらっしゃる現状では、これだけマスコミに騒がれて世間の注目を浴びている現状で起訴しないわけにはいかんでしょう。

校長：起訴ですか。それはまずいです。私仕事失ってしまいますよ。

検事：保険とかも入ってないんですか。

校長：は、はい。

検事：入っていれば、責任云々は別にしてなんらかの補償ができますでしょう。

校長：それが・・・入っていないんです。

検事：事前の対応も、また発生後の事後の対応も全くダメですね。これじゃ起訴せざるえませんかよ。

校長：いやすみません。そこを何とか・・・。

《寸劇終了》

中村弁護士

どうもありがとうございました。最初に寸劇をまじえるという、あまりやったことないことに挑戦して、段取りがバタバタとしてしまいまして大変失礼いたしました。先ほど簡単にご紹介いただきましたが、改めて自己紹介をさせて

いただきたいと思います。

私は弁護士の中村浩士と申します。今日1時間50分の講義ですが、せっかくお忙しい中集まっていただきましたので、1つでも役に立てる情報をご提供したいということで一生懸命準備してきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

牧ファイナンシャルプランナー

私はファイナンシャルプランナーをしております、牧努と申します。

ファイナンシャルプランナーといっても色々な専門分野があるんですが、私は保険業界、保険の仕事に長く携わっている関係からか、特にその中でもリスクファイナンスといわれているリスクに関するプランニングを行っておる関係から、今日この席に呼ばれました。皆様の役立つような話をしたいと思います。2人とも演劇部じゃないもんですから、演劇の出来栄はお互い今一でしたが、話の内容はぜひ皆様の役立つ内容にしたいと思っております。よろしくお願い致します。

中村弁護士

それでは本日の講義ですが、簡単に流れをご説明させていただきたいと思います。

私の方から、先ほどの寸劇で問われている過失、事故発生があった時に先生方あるいは学校が問われてしまう責任、過失、これは一体法律的にどういうものなのかということ、ちょっとワンポイントで解説をさせていただきます。それを踏まえて、ただなかなか法律的な話をしてもピンとこないと思いますので、実際の起きた学校事例あるいは子供が被害にあった事例、こういった事例をなるべく数多く取り上げて、その中でこういった場合には責任、過失が問われてしまうんだということ、を分かり易く解説したいなと思います。

また、今日、牧の方にも私からは是非ということでお誘いした理由は、私は前職検事でしたから、簡単に言うと今みたいなお仕事をやっていたわけ。そうすると、事故が発生した時の責め方、こういったものをずっと考えて検事5年やって暮らしておりました。その経験から今逆に警察、検事、あるいは民事、刑事事件にならなくても民事事件で裁判所がどういったところに目をつけて、先生方あるいは学校を責めてくるのか、責任を追及してくるのか。こういった逆側の立場に今は弁護士として立って、色々なところで講演や指導をしているもの。ですから、その辺ですね、どうしたらいいのか、あまり抽象的で実践的でない話しをしてもですね・・・。そういう本沢山あるんですけども、多分なかなか皆さん見ないでどっかにしまっちゃってると思うんですね。そういう話じゃなく、実践的にすぐ使える生のお話をさせていただきたいなと思っております。

それと共に、ただ私がこれから言う事故防止対策やリスク管理、こういった

発想で臨んだとしても、やはり事故というのは、事故という名前そのものの通り、不可避免的にどうしても発生してしまう。それを全て防ぐのはまず不可能です。発生するという事までリスク管理の範疇に入れて、発生した場合に対処しておけるように共済金あるいは保険、これの付保、こういったところまでしなければならぬというところまで含めて、お話をさせていただきたいなと思います。

そして今日の講義の仕上がりというか到達目標は、この講義を聴いていただくこと自体で、もし何か発生したとしても、責任追及された時、過失があるんじゃないかどうか微妙になった時に、先生方あるいは学校の過失を否定する1つの要素に、この講義がなってくるようなそんな講義を考えております。少しでも北海道の学校のために、我々がお役に立てればなという思いでいろいろ考えてきました。

それでは早速、過失というものについて少し分かりづらいかと思うんですが、ワンポイントで解説をさせていただきたいと思います。

パワーポイントで映し出してお話を致しますが、ここに映したものの多くは必要な部分として皆様に事前に配布させていただいています。

あと様々な事例をこれから私の話しの中で、あるいは牧の話でご紹介しますが、その事例について逐一メモを取る必要はございません。後で資料をある程度お渡しします。

まず、過失について簡単にご説明をさせていただきます。

事故が起きると責任追及をされます。その責任で何なのか、簡単に言うと、3種類ございます。1つが先ほどやったように刑事責任。具体的には「業務上過失致死」。自動車運転して撥ねちゃった。これも同じ罪名なんですね。業務に携わっている中で、過失により人を死なせてしまった「業務上過失致死」という刑事責任が問われます。それからもう1つ、「民事責任」ですね。刑事罰までは求められないけれども、損害賠償を裁判所に求められてしまう。あるいは裁判所以外で事実上求められてしまう。この「民事責任」を追及される場合があります。そしてもう1つ、後は「行政処分」、行政罰ですね。あるいは事実上の免職、出勤停止、減給、こういった処分ですね。その3つの処分のうち恐らく道内で学校に関わる死亡事故、生徒の死亡事故が発生した場合にどうなるかという、3つの責任がまず間違いなく降りかかってくると思います。

道内での生徒さんの死亡事例というのは少ないですが、必ずしも起きた時に刑事罰まで問われてるというわけではないんですけれども、原則は、警察としては、学校事故に対しては報道で先ほどのように大きく取り上げられてしまうとまず間違いなく捜索に来ますし、刑事事件として立件を視野に、取調べ自体は普通は行うし、しかも罰金で済ませるのではなく人が亡くなっていますから、

起訴をしようという発想で臨んでくるということが通常です。

先ほど言った3つの責任、これが発生する大本になる理由は、学校あるいは先生方に過失がある場合なんです。過失ってなんだろう？と。一般的には不注意、うっかり、ミス。こういったミス、不注意が認められる場合が過失である。ここから先ちょっと分かりづらい話なんですけど、但しどっか頭の片隅に置いておいていただけないと、なかなか事故防止対策、リスク管理というところに繋がりづらい話になってしまうので、半分くらいご理解いただければ充分なんですけど、ちょっと頭の片隅に入れていただきたいお話があります。

これはなかなか難解な用語で、法律家でも弁護士も検事も実は過失を得意としている人は少ないです。なかなかマイナー分野といわれているので、ちょっとややこしい話をしますが、過失の中身、どういった場合に過失が認められるんだろうと、「予見義務違反」、「回避義務違反」とありますが、どういうことかと。予想しなければならぬ、それから予想したならば防がなければならぬ。事故を予想しなければいけない義務、これが「予見義務違反」。予想した事故を防止しなければならぬ、これが「回避義務違反」。ちょっと分かりづらいので具体例を入れます。

私、つい最近車運転していました。何か事故があったんですね。渋滞していました。警察官がいっぱいいました。その警察官が横断歩道のところで信号待ちしていたんです。で、事故を見ながらまさか出てこないよなど、当然警察官ですから思うわけですね。そしたら、突然何か部品を取りになのか、バツと赤信号で出てきたんですね。これはちょっと予見できないですね。制服着た警察官ですから。そういう信号無視して突然出てきたということがありました。ちょっとボソッと「これ予見できないよな」なんて言ってしまったんですが、そういった予想できないもの、あるいは高速道路走ってて突然塀を越えて人が飛び込んできた、これはもうちょっと予想できないですね。こういったものは予想できずに発生した事故、予想しろと義務として言えないような事故、これは過失にはなりません。

もう1つ、「回避義務違反」。例えば、道東走っていると鹿が出てきますね。横から。これ、頭ではそういうことは予想できますね、よく看板も立ってますし。ただ、回避できないですよ。突然その止まる制動距離内に入ってきたら、ブレーキかけても轢いちゃいますよね。こういった回避できないもの、これも過失は問われません。要するに予想できた事故、あるいは回避できた事故、こういったものは発生してしまったならば、ほぼ結果責任が問われると、平たく言うところこういう風に考えてください。

逆に言うと、過失が問われないという幅はものすごく狭いです。実際に死亡事故が起こってしまって、そんな死亡はおおよそ誰もができなかった。あるいは、

ほぼ回避は不可能だった。こういったものに当てはまらない限りは、過失責任を問われてしまいます。事例の中では詳しくご紹介しますが、予見できなかった、予想できなかった、あるいは回避できなかった・・・、なかなかこういう事故というのは少ないです。ということは、先生方の心構えとしては、死亡事故が起こってしまったら、もう8割9割以上、99%過失責任が問われてしまうと思ってもいい。このようにお考えいただいた方がよいかなと思います。

さて、具体的にちよっとこの辺は後で説明します。事例を見ていきたいと思えます。

ちよっと事例が複雑なものですから、パワーポイントであえて整理しなかったので、私の話だけに耳を傾けてください。後ほど、詳しく事例とそれからそれに対する実際裁判になった事件、その裁判の判決、裁判官の判断、これは書面で皆様にこの講義が終わった後にお渡しいたします。細かいところはそれをご覧いただければと思います。まず、皆様にその過失というものをイメージいただくために、どういう風に責任を問われるのか、あるいは警察、検事がどう責めてくるのか、裁判所からなにか“コト”が起こった時にどういうことを言われてしまうのか、このイメージを持ってもらう。そういうのに適した事例が1つございますので、まずご紹介させていただきます。

そもそも私が弁護士になってこういう仕事をした原点になっている事件なんです。学校内での事故ではないので、後ほど学校の事例もいくつも紹介します。まず冒頭には、お子様が被害に遭われた六本木ヒルズでの「自動回転ドアの死亡事故」というのがありました。施設の管理の瑕疵、過失責任を森ビルの管理者あるいは自動回転ドアのメーカーが問われた刑事事件になった事案です。私はその事件に従事したことがきっかけで、色々なお子さんが被害に遭われた学校事例を含め、あるいは遊園地、こういったものも含めて、色々な裁判例あるいは裁判に至らなかった事件事例、結構調べられる限り調べたことがありました。その事故、六本木ヒルズの事例は10年近く前になりますが結構大きなニュースになりまして、もう警察、検事は絶対森ビル側ひいては社長までを起訴すると、こういう覚悟で捜索あるいは取り調べをしました。結局は、もろもろありまして、社長まで起訴は至らなかったんですが、その下の役員クラスあるいはメーカーの方、皆さん起訴しました。

どういう事故だったかという、自動回転ドアって札幌でもいくつかあると思うんですが、かなり重い2tぐらいの鉄のドアが上からぶら下がって、それがグルグルグルグル回る。この事故は、6歳の男の子がドアの閉まり間際に駆け込んでいって、頭から挟まれて、脳挫傷、頭蓋骨骨折、そして即死状態で亡くなられた、こういう事故でした。

さて、警察や検事として何が問題になったかという先ほどのお話で、「予

見義務」こういった事故をまず予想できたのかどうか。自動回転ドア死亡事故というのは、日本ではもちろん世界でも例が無かったんです。前例がありませんでした。こういったもので死亡ということがそもそも予測できるのかというところが、弁護側ももう予想できないと、弁護士さん沢山つきました。予想できないと徹底抗戦してきましたので、何とかこれが予想できたんだということを証明しなければなりませんでした。そういった観点からいろいろ捜査をして、結局はどういう結果になったかというところでは、やはりこういう死亡事故が起こっているところでは、その裏で沢山の事故が発生しています。あの時は、新聞でも公知になっているので問題ないかと思えますのでお話しすると、負傷事故まで含めると本当にたくさんの事故が、その自動回転ドア（六本木ヒルズのです）で発生していたということが分かりました。それを役員クラスあるいは社長もその一部ですが認識していたんです。そうすると、その中には頭を挟まれて怪我を負ったと、亡くなりはありませんでしたが、怪我を負ったような事例もありました。そんなことが起こっていたならば、1歩間違えれば頭挟まれて亡くなることは当然に予測できたでしょうと、こういう証明の仕方をしていくんですね。森ビルに入って“ガサ”して、色々な資料を集め情報を得て起訴に踏み切りました。

また、「回避義務」というのは、これはもうすぐ近くの三越恵比寿店に僕が現地にいきました。そうすると同じように自動回転ドアがあって、侵入する閉まり間際のその位置に侵入防止柵、大きい盾みたいなのが置いてあるんです。そうすると侵入できないんですね。簡単に防げます。こういった証明をして、でも六本木ヒルズはいずれもやってない。予想できたのに、ちゃんと予想して対策立てなかった。防止もしようとしなかった。こういったことで起訴をして、裁判所もほぼ検事の認定通りに過失を認めて有罪判決ということになりました。

まず、ちょっと事例だけざっと紹介をさせていただいて、今日扱う事例は私からは5つ、また牧からは複数あります。ちょっと頭に入らないと思いますが、ざっとお話だけさせていただいた上で、1回休憩を挟んで、その後、防止策ですね、その事例で一体どんなことをしていれば、どんな発想で臨んでいたのならば責任を問われなくて済んだのか、あるいは、ひいては事故が発生しなくて済んだのかということまで、後半でお話をしたいと思います。

まずどんな事故が発生しているのか、イメージを持ってもらうためにざっとご紹介をさせていただきます。

続いて、これは是非、先生方に覚えておいていただきたい裁判例がございます。サッカー競技中の落雷事故で、失明そして半身不随になったという裁判事例をご存知でしょうか。これをまず知らないということになっちゃうと、もうそのこと自体が、何か“コト”が起きた時に先生方の過失を認める1つの事情に

なってしまう、といっても過言ではないぐらい有名な裁判例なんです。これだけは少なくとも、頭に入れておいていただきたいという裁判例です。

最高裁の判例なんです。どういうことかという、課外のクラブ活動中のサッカーの試合をやっていたんです。午後2時ごろ、ゴロゴロ雷雲が出てきて空が暗くなって、その後3時ごろからドカドカ雨が降ってきました。雷もゴロゴロゴロ鳴ってるんです。土砂降りが4時ぐらいに止んで晴れ間がのぞいて、雲もだいぶ開けて晴れ間がすっきりなのぞいて、遠くの方で雨雲がゴロゴロいって時には雷がスーと走ってゴロゴロとする。こんな状態で、やっと上がったかなということで試合を、中断していたのが再開されたんです。再開直後に、空、上は晴れてるんです。それなのに、何故か雷がドスンと落ちてそういう後遺障害を残す大事故になってしまった。

裁判所は地裁、高裁、最高裁と三段階構造になってますが、一審・二審では過失が否定されました。これは私立学校だったんですが、どういう訴え方をされたかという、教師の責任追及と共に学校側も賠償責任を求められました。一審・二審は過失が否定されたんです。もう、雨が上がって晴れ間が出てる。そういった中で、遠くに雷雲があるからといって試合をしない、雷が落ちると、こういうことを予見できたんだらうかと、一般的には予想できないんじゃないかと、こういう判断が一審・二審でなされました。これは弁護側、弁護士は僕の実は大学のゼミの先輩がやってたんですけども上告しまして、最高裁では何言ってるんだ一審・二審の裁判官は、そんなもの予見できるに決まってるでしょと。ちゃんと色々な文献、先生方、生徒の安全に関わる先生方が色々な安全に関する本見てれば、年間、雷の死亡事故なんてのは10件近くいつも起きてる。それから、遠くで仮に鳴ったとしても、鳴ってる以上は安全なところに避難させるべきと、どの文献見たって書いてあるでしょと。一審・二審の裁判官は、あなた達も常識が無いんだよ、とこれじゃダメだということで、見直しを指示したんですね。そして見直しを指示して、判決変えたわけです。結局最終的には高等裁判所に差し戻しされて、高等裁判所で過失ありというふうに認定が覆りました。その事例は、僕からしても当然に過失が認定されるべき事件であって、その論法としては安全に関わる先生方であれば、当然に予見できる事故だと。何故か、何故ならば、色んな本が出ている。その本を1冊でも読んでいけば、雷に気をつけろと、過ぎ去ってもゴロゴロ鳴ってたら避難させろと書いてあるでしょと。それも読まないで、過失無しと、ご遺族が何でそんなのに納得できるのかと。当たり前の判決だと思うんですが、当たり前という先生方に酷かもしれませんが、裁判所は最近、厳しいです。そういう後付で、理屈で責めてきますので、厳しい現場のご意見も沢山聞いているので、理解が無いわけではないんですが、裁判所は非情に冷たいです。簡単に過失を認定されました。

この裁判例がモデルケースになりまして、その後の裁判所で、生徒あるいは子供の過失を判断する時にその最高裁判所の例がモデルケースになって、その最高裁判例を知らないで弁護してる弁護士には、裁判所冷たいですね。「弁護人ね、過失無いって言ってるけど、最高裁の判例見ました？」と。「あれでも過失認められてるんですよ。あなたが過失ないって言ってるこの事件、結論見えてるでしょう」まで言います。非情に厳しいです。ですからその最高裁判例で過失が認められてるということを前提にすると、なかなか事故が起きた時に過失を否定される事例というのは非常に少ないと思った方がいいと思います。またこの件は後で、休憩明けに具体的に話をしていきます。

今の事例でお伝えしたかったのは、先生方には、初歩的な勉強は当然にしなければいけないという義務が、最高裁によって課されてしまったと、こういうことになります。その事件を参考に今後過失を争う弁護士からすると（遺族側について弁護士ですね）こういう風に言っていると文献を漁ってきますね。色々な文献を持ってきます。この文献に書いてあると、何でこれを読んでないんですか。過失じゃないですかと。予見できたでしょと。ちゃんと勉強してれば、こういう責め方をされちゃうんですね。そのまた防衛策ということは休憩明けにお話をさせていただきます。

続いて、よくありがちな事例でお話したいと思いますが、野球の事例。これも裁判例、民事裁判になりました。これは公立高校でのお話です。よくある光景ですが、グラウンドでノック練習してたんです。その後ろで今度は別の方がゴロを投げて、ゴロ取りの練習と、バットで打って捕るノック練習。それからその後ろでゴロだけを捕らせるゴロ捕り練習、これを同じ場所で平行してやっていたと。よくありますよね。同じグラウンドで色々な部が混合して、ゴチャゴチャになりながら狭いところで練習するというのは、まあ当たり前にあることかもしれませんが。その事例で、ノックをしたボールがゴロ捕り中の男子生徒の目に当たって失明をしてしまった。失明だったと思うんですが……。こういう事例です。さて、それで被害者あるいは親は、公立学校ですから、教師、個人を訴えられないんですね。学校自体を訴えることになります。国賠請求です。国賠請求で、結局かなり多額の賠償義務を負わされました。過失も簡単に認定されました。

「予見義務」当然そんな狭いところでやってたら発生するのは予想できますよね。「回避義務」をしていたか、「一緒にやるから気をつけろよ」という注意はしてたんですね、先生は。ただ、それだけ。結局、時間差で本当にそれを一緒にやらなければいけなかったのか。他のメニューで同時にやるとか、何か工夫はできなかったのか。あるいはネット張ったり、1人監視役を最低限つけて、打つ時は「打つぞ」とか「注意しろ」とかそういう掛け声、こんなことも

何も工夫していない。色々やり方はあると思うんです。まず工夫をしてない、考えてないと。そこで、「回避義務違反」を認定されて過失を認定されました。ですから、よくありがちなと思うのは、狭い所で複数の競技をやって、そういうことが想定されるとすれば、現実的にできる指導が何かないか、大きなお金をかける必要はありません。何か工夫はできないか、そこを考えて対策を一応のものは講じておかないと、もうなにか“コト”が起こったら100%責任を問われると、それを少しでもリスクを軽減するために何かできないかということは、休憩の後にまたお話をさせていただきます。

もう1つ、これも野球の事例ですが、ハーフバッティング。普通ピッチャーからキャッチャーまで18mですね。それを2/3、12mに縮めてピッチャーが投げました。それで打ったと。その打球が頭部に当たりました。後遺症、半身不随だったかな、後遺症を負いました。こういった事例でございました。これについても多額の賠償責任を負わされ、これも公立高校で同じような国賠事案になりました。公立だと、先生個人に責任がいかないという風に勘違いしてらっしゃる方もいらっしゃるんですが、基本的には国賠となると、学校、国が訴えられるわけです。但し、その教師個人に重たい大きな過失がある場合には、国側から求償、損害賠償の分担を求められるということが制度として成り立っておりますので、先生方としてもウカウカはできないところでございます。それを越えて、そもそも刑事罰あるいは信用失墜、それから行政処分というところにも関連するので、私立だろうと公立だろうとここでの危機意識の持ち方は変わらないはずだと思います。それに今の事例については、これは大リーグでの（私かなり野球マニアなんですが）、あの石井一久なんかも頭に受けてましたね。そういうのは当たり前のお話であって、今はもう、高校野球ではヘッドギアの着用が普通は義務付けられているはずですね。バッティングピッチャーには、そういった事もない。だいぶ古い裁判例だったんですが、そういうことをすればやはり薄暗い時間帯だということもあったんですが、当然予見できただろうと。そして回避の措置。何も講じていないと、ヘッドギアまでいなくても、当時ネットを前に張ってそこからピッチャーが投げるとか、あるいは強く打たないだとか（僕は元野球部だったので）。そのぐらいはもうやってたはずなんですが、やってなかったんですね。ネットも無しでやっていると、非情に危険な状態でした。両方の義務を尽くしていないということで、過失は簡単に認定されました。

そしてもう1つ、柔道の事例。柔道部での脊椎の損傷だったかな……。首から落とされて、ということで大きな後遺症を患った事例です。これは私立高校でした。練習中の事故ではなく、この事例は練習の前ですね。練習の前に、遊んでたんですね、部員同士で。プロレスごっこをしてました。ある部員が、その

被害部員をいきなり掴んで、プロレスでいうパワーボムみたいな形で、頭から下に落とす振りをしようとしたら、手が滑って本当に落としちゃった。こういう事例なんですね。そこに、先生は居合わせませんでした。その先生、学校、それから加害生徒、ここに過失がないかということで損害賠償を求められた事案であります。私立学校なので、個人責任も降りかかってくる、こういう事故です。さて、過失があるのか、先生側は争いました。練習の前にそんな悪ふざけをしてるなんてことは知らなかったと。練習中はちゃんと見てるし、そういう事故は発生しないように指導してた。パワーボムなんて柔道ではありませんから、そんなの予見できなかつた。「予見義務違反」なんてないと激しく争いました。ところが、裁判例は知らなかつたということは許しませんよと。さきほどの六本木ヒルズの事件で、250何件知ってたから予想できたという言い方、僕しましたけど、逆に悪く捉えるとじゃあ知らないようにしろと。「予見義務違反」とられちゃうから、予見できなかつたと持っていくために、事故情報は現場だけに留めておくと。上に上がらないように遮断しろと。こういう指示を弁護士がしたら、上の方はじゃあ予見できなかつたといっただけ免れるのか、というところはないんです。そのことを改めて確認した裁判例でもあったんですが、その柔道での裁判例は、そういうことが日常的に客観的に行われていた。それを把握しようとしてなかつた。高校生が悪ふざけして、元気盛んに格闘しているわけですから。もう色々そういうことを戯れている。そういう事故っていうのは他でも沢山起きてるわけですから。そんなことは常識的に、あるいはちゃんと事件事例というのを1回でも見ていけばそんなの分かるでしょと。それを把握しようとしてない、だから予見できなかつた。そんな話は認めませんよと。ちゃんと勉強しなさいということですね。分かってなさいと。

予見はできましたと、「予見義務違反」を認めたとしたら、ちゃんとそういうのを把握して、そういうことをしないように徹底する。指導あるいは監視をする。監視までいかなくとも、指導するところをやっていけば防げたんじゃないかと、「回避義務」もとってないということで過失を認められました。これも多額の賠償責任を負わされました。

賠償責任で一言で言いますが、死亡するとどのくらいの賠償額になるかというところ、普通は生徒さんが亡くなると6千万、7千万、この前後になると思います。後遺症が残る、これが一番多いんですが、そうすると億単位です。1億、2億、場合によっては3億。こんな膨大な金額になってしまうんです。公立高校でも場合によっては現場の先生方に大きな過失という風に認められてしまうと、求償を受ける可能性があります。私立学校では、ダイレクトにその先生方あるいは管理責任を負う教頭先生、校長先生のところにも賠償責任とい

うのがきてしまうわけなんです。

こういった事例、今ざっとご紹介した事例で、果たしてじゃあどんな措置をとってれば、どういう発想で運営をして工夫をしておけば、あるいは指導をしておけば、こういった事態を免れることができたのかと。あとで起きてサンドバック状態にならないように済んだのか、といったことは休憩の後で詳しくお話をさせていただきたいなと思います。

引き続き牧の方から、事例をご紹介させていただきます。今度は、裁判に至らないで済んだ事例、これを中心にお話をさせていただきたいなと思います。

牧ファイナンシャルプランナー

それでは引き続き、私の方から今中村の方からも話がありましたが、裁判というのは当然皆さんご承知のように公開されるものになっていますので、一部例外はありますが、当然新聞にも載ります。皆さんの目にも留まるはずです。しかし世の中には実際には裁判に至らないで、良くも悪くも解決に至っている沢山の事例があるはず。なぜかという、良くも悪くも保険で支払っているから、ということもあり、私の方では今日、この会議の前にできるだけ事例をと、色々な保険会社から情報を集めております。学校での事例を中心に集めておりますが、他の施設での事例、先ほど中村からも六本木ヒルズ等の事件の例がありましたが、他の施設での事件というのも少し交えながら話をしていきたいと思っております。

何故事例ばかり前半に持ってきたかということ、こういう考え方をしているからです。当然、事故は起きないのが一番です。未然に防ぐ為にはよく皆さんも色々なところから危機管理に関する資料等を目にすることがあると思うんです。リスクを洗い出せとか、状況を考えろだとか、自分と置き換えろ、とは言いますが、それはなかなか簡単ではないですね。実は、今日20分ほど早く着いたものですから、今日、皆さんと同じ資料をいただいて拝見しておりました。沢山色々な内容の講演等があるようですが、皆さんの普段の業務では、とてもとても危機管理というのが業務の中心では・・・もちろん、まあ大事なところであるでしょうが。やらなきゃいけないことが沢山ある中で、それでさらにリスクの洗い出しって言われても大変だと思います。それで一番手っ取り早くって言うに変ですが、他での事例を沢山、今日せっかくお時間を頂戴している中で知ってもらうことが役立つのではないかと考えて、まずは事例を用意しております。

賠償責任保険で実際支払った事例ということは、つまりは責任があると保険会社が認めて払った事例です。なので、皆さんのお手元の資料のうち6ページを開いていただきたいのですが、そこに三角形の図があります。これは私たちが

ようどこの仕事を始めたばかりの頃に、教わったのを元にいつもこういう話をする時に使うものですが、この三角形を見ながら、これからの色々な事例をこれ見ながらどのへんに当てはまるんだろうなって考えてもらいたいと思います。この図形については後ほど細かくお話しします。

さて、これは（画面上の事例）大学のアメリカンフットボール部の夏合宿に参加していた男子学生が、練習中に突然体調不良を訴えました。その後救急車で病院に運ばれたんですが、残念なことに4時間後に亡くられました。どこが悪かったのかという話なのですが、私がこの事例を一番に持ってきた理由でもあるのですが、当然こういう出来事があると、指導管理の不十分な点がある、と言われてしまうだろうということは皆さん想像がつくと思うんです。が、実は、もう1つ病院に搬入されるまでに時間がかかっている。これ報告が遅かった、119番するのが遅かったんじゃないですよ。危機管理上、合宿場所の選定に問題があるってところまで指摘されています。通常、これは大学の事例なので高校の合宿でそんなに山奥行くかわかりませんが、私も大学の頃スケート合宿というのを受けて、日光のすごく奥の方に行ったんですけど、合宿って通常あんまり街のど真ん中でやらないですし、札幌でいうならば医大病院の真ん前とか市立病院の真ん前とかで合宿やらないと思うんです。ですが、場所の選定に問題があるとまで言われて、大学に責任が認められたという事例です。ただし、認定額見てもらうと300万で示談なので、全面的に悪いとは言われてはいないんです。ただ、こういうところでも問題があると言われてしまうんだな、というのをまず最初に見ていただきました。

法律的にどうのこうのというのは、今日弁護士の中村さんがいる手前なので、私からはその辺はちょっと省きたいと思います。お手元の資料に記載の三角形とやや違う、予測と回避、中村先生は予見という言葉を使っていました。私は日常的に予測という言葉を使わせてもらっていますが、予測と回避、この三角形、底辺のほうが広いです。当たり前です。三角形は底辺のほうが広いんですが、予測可能であって回避もできる、こういうのがもちろん多いんです。真ん中へんが予測は可能なんだけど、回避することは難しい。上の方へいくと事例としては少なくて予測も難しい事例。言われれば当たり前なんですけど、この図を常時頭の中にイメージしてもらおうと、そしてお手元の6ページの資料はここに（画面上で）線が入っています。この線が、つまり予測も難しいといえるものが、線が下がってきています。なぜかというならば、予測を超える事件や事故が非常に増えているから。「知らなかった」とか「まさかそうなるとは思わなかったよ」というのがなかなか言いにくい時代になってきているので、この予測も難しいという三角形の上の方のところ最近広がりつつある。そういう世の中だなと思ってもらいながら、今後の事例もいくつか見ていただきます。

支払い事例の2番目で、冒頭の私どものお粗末な寸劇でも熱中症というテーマを取り上げましたが、これは本当に実際あった事例です。大学のレスリング部の部員の方がコーチの指導の下でスパークリング、熱中症により意識不明、2日後に亡くなられた。両親により損害賠償の請求があり、先ほど中村先生からも賠償額なんて話がありましたが、大学側の過失が約50%で、和解で3,880万です。50%でということは、やはりトータルでは7千万くらいの賠償額ということになっているはずです。同じく（画面上の次の事例）バドミントン部の合宿で練習中に学生が熱中症で倒れました。この時にも、責任を、まあ一部なんですけど780万の請求を受けております。

次に、急性心不全。急性心不全というと、熱中症よりもここまで言われてもなと思うことがあると思うんですが、でもこれでも責任を認定して保険金を払っております。クラブ活動中、マラソンの間に生徒がいなくなった。捜したところその生徒が倒れてました。心臓止まって亡くなってました。あるいは（画面上の）野球部の活動中に急性心不全。まあ、急性心不全で結果的に死因がよくわからないと、結局急性心不全と名前がつくんですが、急性心不全で亡くなった方がいて、ここもやはり責任があるだろうということで220万円の支払いということになっております。

私の母校、札幌開成高校の校長先生、今日この会場にも起こしになっていらっしゃるかもしれませんが、高校の時に支笏湖まで歩くという8時間の強歩遠足、遠足なのかな？という行事がありました。その時こういう出来事は起きませんでしたけど、高校の同級生で今でも親しい、当時の野球部員の話ですが、野球部と応援団は走って支笏湖まで行かなきゃならないという使命を帯びていて、野球部応援団は支笏湖まで真駒内から走らされてました。けど、当時の生徒の方が体力あったのか、誰もなんともなかったんですが、今この仕事をして、この事例を見ながら思うと、あの時何かあったらどうだったのかな、なんて思いながらこの事例を拾っていました。

続いて部活動ですね。部活動は中村さんの方からも幾つかの話がありましたが、今度の事例（画面上の事例）はちょっと違います。2m間隔でキャッチボールをした。グラウンドが広ければいいんですけど、私もたまに仕事で札幌市内あちこち行くと、自分の母校を含めてあちこちの高校や小学校、中学校をみますけど、グラウンドはやっぱり東京に比べれば北海道のグラウンド広いです。けれど、かといって野球部はここで、反対側ではどこどこ部で、という訳にはいかないからやっぱり間隔狭くなると思います。そんな中で起こった出来事です。隣の組のボールが逸れて眼に当たって、後遺障害9級、あるいは（画面上の事例）同じく部活動で打球が顔面直撃、網膜剥離で後遺障害13級というのがあります。

同じく野球部に関係しますが、今度は人間の行動ではなくて建物の方の管理の事例です。施設の管理上の責任を問われて保険金を払った例で、グラウンドに壊れたままでピッチングマシーンを置いてあったんですね。野球部の活動後に、このピッチングマシーンで遊んでいた野球部員が、ピッチングマシーンでボールが飛んできたんじゃないくて、アームが当たったと。これで、頭蓋骨骨折、脳挫傷で障害、後遺障害7等級が認定されたという事例もあります。

施設管理という意味ではもっと分かりやすいのが施設管理上の賠償責任。何でこう分かるかっていうと、賠償責任保険というのは幾つもあって、そのうちの施設賠償保険というので払ってるのでこういう事例が残るんです。（画面上の事例）学校の水泳の授業の終了後、先ほど中村さんの方からも柔道部の時間前って話がありましたけど、これは水泳の授業終了後、自由練習の際に、プールの底に頭を打って生徒さんが頸椎捻挫となってしまって、後遺障害が残ってしまった事例。

この事例（画面上の）ちょっと出すの躊躇ったんですが、小学校の土間で清掃作業中、下駄箱の防止用架の針金もちゃんとあったんですけど、外れてしまった。下駄箱がひっくり返って、3年生の女の子がその下敷きとなって脊髄損傷の重傷を負った。迷った理由、多分お分かりかと思いますが、道内でも古本屋さんの事故があったので、ちょっと、この事例を出すのはどうかなとも思ったんです。あれはニュースになった出来事なのですが、やはりそういう時にも施設の賠償責任というのは当然問われてきます。中には下駄箱に乗かってしまったとかもあり得るんでしょうが、それも想定しなければダメだということも片隅に置いといてもらえれば。

（画面上の図を使いながら）賠償のリスク事例っていうのは、実はどうしても一番重いところ生徒さん対象になるんですけど、皆さん当然日常の仕事上、意識はなさってると思うんですが、学校を取り巻くものっていうのは沢山あるはずです。一番間近では、学校があり経営者である方、私立の場合は経営者の方がいたり、教職員の方もいて、そして生徒さん。今生徒さんを中心で取り上げたので（画面表示の図では）ちょっと大きくしてはいますが、その後ろには、生徒の父兄さんがいて、父兄の奥には第3者。第3者ってことは、つまりはその生徒さんや父兄でもない近隣の住民の方、市民、町民、村民、道民、広く取れば国民まで含めての第3者。ただリスクを考える時、国民までいくと話が大げさなので、近隣住民の方に対する賠償という事例も実はけっこうあります。

（画面の事例）大学の事例からいきます。樹木が倒れて、大学敷地内の駐車場に停めてあった車2台が下敷きとなって損傷。木が倒れたんだけど、台風通過の2日後だったんです。台風通過して木倒れたんだから、そんなものはって気もするんですが、やはり責任が重く問われて、これ自然災害の影響で不可抗

力の事故というよりは、樹木の維持管理を怠ったからでしょうということで、大学側にも賠償責任を負わされた。これ150万の被害、車はベンツではなかったんでしょうね。ただこれは物で良かったんですけど、同じ確率で木が倒れてそこに人がいたらどうだろうというと、これは車のボンネットで150万で良かったねっていう話では済まない。もしも、人がいたらどうだったんだろうという風に考えてもらおうと、この事例っていうのは決して小さな事例ではないと思います。

第3者に対する賠償保険の支払い事例として、より最近増えてきているのが、広い意味での管理上の責任を問われてるケースなんです。（画面上の事例）自転車で登校中の生徒さんが、ご年配の女性が乗っている自転車とぶつかってしまったと。最近自転車による事故っていうのが、非常に増えてますね。その年配の女性が転倒の際、頭を強く打ってお亡くなりになってしまった。このケースの場合はどこが問題だったかということ、事故発生場所。これ学校の交通指導の管轄下にあったんです。ここが難しいところで、じゃあ学校の交通指導しなかった方がいいのかということそうもいかない。当然必要なことなんですけど、ただ、毎月3回もこの先生方が朝の登校時間に合わせて監督したけど、やはりどんなにやっても当然限界があって全ての道路に張り付く、雪祭りやヨサコイよろしく警備をビシッとするわけにはいきませんから、当然にやむを得ない隙間は出るんですが、そこまでやっけていても一応責任があるよねと。ただ全面的に問われたかどうか150万の賠償で済んでるという言い方はおかしいけども済んでいるので、全面的に責任を問われているわけではないとは思いますが、ただ一部責任を問われています。

後にもお話しますが、自転車で登校中の生徒さんを、どこまで実際に管理しなきゃならないかって難しい問題だと思うんですが、生徒さんご自身の怪我もちろんです、その生徒さんが今度加害者になってしまうっていうケースも充分にあるので、後半にもう1回お話はします。こういうケースなんかは、今日ここにいらっしゃる皆さんは校長先生の集まりなので、普段色々なこと考えてらっしゃると思うんです。その（画面上の事例）毎月3回、ちゃんと監督してる先生方や、あるいはその生徒さん達にも知っといてもらった方がいい事例の1つなんではないかなと思います。

これ（画面上の事例）は、そんなことそうそう無いよと思う方と、いやあり得るなと思う方と分かれると思うんですが、大学の授業の一環として展示会を開催していてちょうどそれがアートなんです。雨水の溝に文字を浮かぶようにしたから、そんなことがあるかどうかは別としても、学校祭その他で色んな施設を一般人が沢山通行するということもあり得ると思えば、そう遠くない事例かと思えます。蓋開けたまま無人の状態になっていて、通りかかった方が落ち

て負傷。実は違う施設ですが、函館でマンホールの蓋開けたままになっていた所に人が落ちて、怪我し亡くなったという記事も、新聞に載ったことがあります。もしかしたらそのケースと同じで、学校内に出入りする人がいると思うんですが、そういう時にたまたま何か開けてあった、倒れてきたっていう時には、やはりこういう管理責任を問われるケースというのは充分にあり得ると思います。

第3者への賠償がもう1つだけ続きます。自転車でジョギング中の走行者とぶつかったケースや、あるいは陸上の部活動において、ちょうど曲がり角で、相手の方がどうしても高齢の方が続くのは瞬時にパッと避けられないのもあるんでしょうけど、高齢の方が重傷を負ったケース。3つ目はスケート合宿でスケート走行中、相手の方もスケートしているんでしょうけど、大きな怪我を負わせた。これ（画面上の事例）、以外と金額が少ないのは、スケートというのは、そもそも危険なスポーツの1つなので、スケートをしている人にも相応の、相手にも注意もあるだろうし、相手も覚悟をしないとスケートってのはできないので、歩いているわけではないので、そういう意味では、同じ賠償事故でもちょっと金額が違うんです。ただ、どれもこれも学校の行事の活動中で、しかも第3者にまで賠償をしなければならないケースとなっております。

では、先ほどのマル（画面上に表示されていた図）が幾つかあった中で、皆さん気になってるところあるかもしれませんが、生徒、第3者と見てきましたが、今度は近い方でいきます。

教職員の方々。ある意味生徒さんっていうのは3年間で卒業してしまうし、第3者の方々っていうのはかなり遠くですけど、教職員の方々っていうのは皆さんの周りにいつもいて、転勤等あるんでしょうけど、長年いらっしゃいます。その方々への賠償っていうのも、これからは考えておかなければならないんじゃないでしょうか。ただし、これはナーバスな問題なので、あえて参考として違うところから事例もってきました。最近非常に過労、そして過労による自殺というのが増えております。またいわゆるメンタルヘルスですとか心の健康なんていう、やたらそういう綺麗な言葉が出回っておりますが、言葉は綺麗ですがこれ非常に最近は大きな問題になってきています。どれも新聞に載った事例なので、一番上のD(資料)は、とある大きな広告代理店なんですけど、これ非常に有名な事案で、過労による鬱病によるというのがあります。自殺するまでにいかないまでも、職場で色々と普段のストレスが、学校の先生方も含め皆さん大変なお仕事なので。ついこの間も、道新で教頭先生受難の時代、なんていう記事を私も拝見しましたが、皆さん日々の業務の中で色々なストレスを抱えていらっしゃるはずですよ。その結果鬱病っていうのは、決してこう遠くない話題かなと思います。今日は、道内のあちらこちらからいらっしゃってると思うので、帯広地

区の方いらっしゃるかもしれませんが、一昨年になります、音更の農協で職員の方が過労による自殺というのが新聞で大きく報じられました。その時には1億900万円の損害額が認定されて、道新にもこんなに大きく載ったんですけど、そんな事例もでてきているので、これからはこういったことも賠償ということを考えなければならないのかもしれませんが。

あと、これ（画面上の個人情報流失の事案）は最近新しい出来事なので、賠償保険支払い事例としては実はまだ生じていませんが、今後、やはり増大が予想される賠償ということで参考までに載せました。

相変わらずと言ったら申し訳ないんですが、相変わらずUSB持ち歩いたとか、PC持ち歩いたとか、答案用紙がどうのこうのとこというものによる個人情報の流出事案。これによる賠償請求とまでなかなか行き着いていないので、まだ良いんですが、個人情報の流出が何故こんなに騒がれるかというのと、その流出した情報が悪用される。例えばだけど、生徒さんの名簿情報が流出すると、お宅のお子さんがというのと、具体名で「開成高校です。お宅の息子の牧さんが」っていうのと、当然聞く側のインパクトが違うんです。電話に出た親の方に「開成高校です。息子さんの努さんが」ってなると、「学校ですけどお宅の息子さんが」っていうのとインパクトが違う。つまり騙されやすいですね。

個人情報流出がなぜおっかないかというのと、そういう悪用された場合のリスクがでかいのでおっかない。ただしそれによる事件とかそこまでいってないものだから、今のところなぜかポワワーンとしてるのかなと思うんです。私はリスク管理の仕事をしている都合上、よくまあこれだけ騒がれている中で情報流出になるような事例が多いなと・・・。

あとは、インターネット上の情報管理。何を言いたかったかというのと、これ高校よりも小学校とかの方が多いんでしょうか。インターネット上での悪口、生徒同士の誹謗中傷、ひいてはそれからイジメ。さっきの話に戻りますが、それが今度生徒さんの心労につながり、そして最悪の場合は自殺。学校はそれ知らなかったのか、なんていうのが言われなくても限らない。という意味ではこういった情報管理、この辺も学校の先生や生徒も含めて、今後話し合った方がいいのではないかということでも、最後の方として載せさせていただきました。こういった事例なんかは、これからの賠償事案としては皆さんに考えてもらった方がいいのかもしれませんが。

それでここまでは色々と保険金の支払事例を中心に話しました。こういった事例が沢山あり、しかも極一部です。今日最後に皆さんにお配りしますが、この他にも沢山の保険金支払い事例、その他保険支払事例ではありませんが、情報流出事例も沢山載せてあります。ちょっと北海道の事例が入っているので、あれこれどこどこだなと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、情報流出案

件に限っては新聞からとったことで、一応公表されている出来事なので、その辺はご容赦いただきたいと思います。

後でお渡しする資料を見ながら、ここではまずこういった事例が沢山あるよということを理解していただき、6ページの三角形を見ながら、こんなことあったけど予測できるか、避けられるか、予測もできないのか、どの辺なんだろう・・・。多分、皆さん意見違うと思うんですが、そう思いながら見ていただきければまずは幸いです。

それでは事例ばかり沢山聞いて嫌やな気持ちになった方もいらっしゃるかもしれませんので、ここでいったん気持ちをリセットする意味をこめて、5分間休憩のお時間をとらせていただきたいと思います。まずはありがとうございます。

《 5 分間休憩 》

中村弁護士

沢山の事例を聞いていただきましたが、後半は具体的にどういう対策をとっていったら事故防止ができるのか、あるいは万が一発生しても責任というものが発生せずに、あるいは軽減させることができるのか、というところのちょっと踏み込んで実践的なお話をしたいと思います。

先生方の学校に恐らく、こういう道教委さんで作成された「危機管理の手引き」というものが、いつの日か配られているはずだと思うんですが、見たことありませんでしょうかね。こういった物や色々な書籍なんかに、事故発生時あるいは事故発生後の対応マニュアルというものは、割と沢山出回っているんです。その辺は比較的先生方の頭には入っているのかなと、発生後はなんだかんだで色々なところに報告。慌ててなさるでしょうし、それがご存知な方も周りに沢山いらっしゃると思うんですが、なかなか事故防止のために実際何をどこまでしていいのかと、すべきなのかと、あるいはどこからが責任が発生するラインなのか。この辺に踏み込んで書いた解説本とか書籍、情報というのはあんまりないと思うんです。何故かというとなかなか多分書籍化すると語弊が出てくる。すごく繊細な部分かなと思うんです。ですからなかなか一般化した話しがしづらい分野でもあるんですが、ただし、あえてそこを、私の口から大体自分の経験上、このラインまでやっておけばいいんじゃないか、あるいはここまでは是非考えて対策をしてほしい。ただ、そこまでがせいぜいじゃないかと、すごく語弊があって無責任な言い方になるかもしれませんが、そこから先はできるところまでやれば望ましいけれどもなかなかできませんよねと。そのできない部分のところでも事故が発生した場合もリスク管理できるように保険というものがあるんですよと、こんなイメージが今日の講義なんです。

僕も逆にこういう仕事をしている関係上で、実は危機管理の話とか、受講生

にまじって聞いていることが多いんです。色々なところで情報を盗むというか、嫌な言い方をすると、勉強しているんですが、なかなか聞いてて、さてこれ聞いて何をやれって言うの？と一言言いたくなる講義が多いです。それで終わっちゃうと、あまり意味がなかったなという話になっちゃうので、僕の言い方に語弊があるかもしれませんが、ここまでやっておきましょう、やっておけばいいか（いいわけではないんですが）、現実的な話としてここまではやりましょうと、なかなか歯がゆい言い方になってしまって申し訳ないんですが、そこまで踏み込んだ話をしていきたいと思います。

1つ事前にお話しておく、保険の話をしておりますが、学校ですと、日本スポーツ振興会の災害共済金というものがございますね。それは多分加入を勧められていると思うんですが、ただ、それで必要充分かという、先ほど言ったように賠償額、死亡事故の場合にはもう7、8千万、6千万から8千万前後でしょうか、くるわけですね。それは・・・足りないですね。残念ながら。語弊はあるかもしれませんが、自動車という自賠責保険のように考えておいた方が良いでしょう。それで不足する部分をさて本当に補わないでおいでいいのか。その共済を使ってない、そこを加入してないという、じゃどうやって発生した場合にリスク管理するのと。それ全部防ぐ覚悟があるのかと。なかなか無理ですよ。不可能ですよ。その辺のところをこの機会にですね、一度真剣に考えていただければな、という意味でこういう講義にさせていただいております。

さて、先ほどの六本木ヒルズの事例ですが、私は検事をやって先ほどやってきた調べなんてもんじゃないですよ。最近検察叩かれてますが、まあ叩かれるでしょうね。そういう仕事です。全力で嘘吐く人相手にやってるわけですから、まああれは、新聞報道の事件はあれはありえないし、卑怯ですよ。あそこまではないにしても、まあ不正な手段を用いなくても、やっぱり取り調べの中ではかなり厳しいことをやります。徹底的に丸裸にするつもりで調べ上げますね。六本木ヒルズの時も、とにかく予見できたんだというところを出すために、六本木ヒルズの社長室にズカズカと入って行って、全部の書類をがさがささせて、それを何度も何度も繰り返して、社長あるいは幹部の耳に事故情報というのがどれだけ入っていたのか、諸々の書類、データ等の一切合切、どこまでの情報を把握していたのかということ徹底的に調べ上げて、沢山の事故事例が出てきたんですね。ですから、先生方の学校で何か“コト”が起こった時、校長室に入りますよ。僕みたいな小生意気な検事がですね、何様かというつもりでズカズカ入ってくるんですね。色々調べ上げられます。

さて、六本木ヒルズの事案、どうしてたら良かったのかと。私が事故発生前にも危機管理指導をして六本木ヒルズにお話をするのであれば、まずこうい

う話してたでしょう。とにかくこの自動回転ドアで、日本あるいは全世界的に死亡事故あるいは重傷事故が発生した事例は無いのかどうか。これを購入前によく相手方、メーカーから情報を得てください、という話をすると思います。まさに、そこが出発点で、このメーカーはそういう重傷事故はまあ起きてたものですから、把握していながら全然ユーザーである森ビルに説明をしてません。色々な学校でも遊具、機械類購入するかと思うんですが、安全性に問題が無いのかどうかここをよく聞いた方がいいと思います。そこの説明を渋るような業者だと、後で責任の擦り付け合いというのが必ず起きてきます。六本木ヒルズのようにですね。そういった情報を得て、やはり問題があるのであれば購入しない。あるいは対策をお願いする。それをしてから購入するというところが、まず出発点かと思います。それだけしてたら、あの事故はまず発生しなかったと思います。なぜならば、こういう事件が起きた後にメーカー側は慌てて、挟まれても亡くならないそういう回転ドアを開発しました。要するに閉まるところのドアと方立という柱がですね、ゴムで出来てるんです。人が挟まってもグニャッと変形してしまう、こういう物を簡単に造りました。そんなもんなんですね。そんなことすら確認して対応してもらってさえすれば、そんなに費用かかる話じゃ実はなかったんです。まあ後付の話になりますが、そういうことが出来ないかどうか情報ちゃんと得て、対策を事前をお願いすると。施設がらみの話でいうと、こういった発想をまず持った方がいいのかなと。そこは何もこちらで費用かかる話でもないし、できることだと思うんですね。

さて、あと実際には、設置したならば、これは先生方の学校の色々な物に置き換えながら、想像巡らせて聞いていただきたいのですが、やはり、実際に自分のところでどれだけの事故が起こっているのか、これはしっかりと情報をトップである校長先生方が把握しておかないとダメだと思います。把握してないもん勝ちという判決にはならない、ということは先ほど言いましたが、これは当然ですね。責任を問う遺族の弁護士としてはそんなものは許さない。さっきの判例持ってきますから、そういう話はまず通りません。ですから、まずしっかり情報をまず把握しなければいけません。把握してないこと自体が、先ほどの取調べでやってましたね、「防ぐ気がないんでしょ」と。こういう話に繋がっていったら、過失をそこで把握しようとしてない、防ぐ気がない……。防げるわけないですよ。回避義務履行できるわけないですよ。知ろうとしてないんですから。それはもうただそれだけで過失を認定されてしまうと。ですから、事故事例をよく把握する。そしてそれは自分のところだけではなく、今日皆様が実際に聞いていただいているように、他の学校の事例も含めて、やはり一通りはどこかでちょっと頑張ってください、眼を通していただく必要があると思います。といってもなかなか、私が多分受講生側だったら、「うん。そう

か、よく分かる」と、明日にはもう忘れてると思うんですね。そんな状態になっちゃうと思うので、後で事例を豊富に一応取り揃えてますので、それはお渡しします。それを、最低限の先生方の知識の源としていただきたいなと思います。ただ、裁判所が要求するように、もっと事例を知っとくべきだった、勉強しておくべきだった、知ろうとすべきだった、でもしてないと、どの範囲で言われてしまうのかということ、ちょっとその資料だけではまだ足りません。ここからの話はもし出来ればということで結構です。最低限のお願いは今日お渡しする資料だけは見ておいてください。

もう1つ頑張っていただけならばというレベルでお話をすれば、インターネット使える先生、あるいは使えない方はどなたかに頼んで「学校、死亡事故」、「高校」でもいいですけど、このキーワードを入れて検索するとダーッと事例が出てきます。せめて、トップページ、次のページぐらいまでは見ておいていただきたいかなと。そこに出てくる限りの情報を見るという作業をしてる安全意識の高い先生方というのは、私が六本木ヒルズの時に調査した結果では、ほぼ皆無でした。何を言いたいかというと、そういう作業をしていること自体が、安全意識をしっかりと持ってらっしゃる先生、学校なんだなど、事故を防ごうと努力してるんだなど。なにか“コト”が起きた時に、その先生の下でその学校の下で発生したというものを、果たして処罰あるいは強く民事的に非難できるのかということは、やはり裁く側も人間ですから、思うんですね。私がその六本木ヒルズの事例でやっていた時に色々なのをみましたが、ああやっぱり、なんにもやってない。ポカーンと、ボケーっとしているところで、それが著しいところでやっぱり起きてるんだなど。事故というよりはもう必然的にこれは起こるでしょと。そういう状況はよく見えました。少しでもそういう色々な事例をみる中で、対比としてここは安全意識が高くてこんな対策講じてる、なんて紹介される所が幾つかあるんですね。そういった所では、やっぱり起きてないんですね。そもそも出来る当たり前のこと、お金も時間もかけずに、今言った事件事例の調査なんて1日もかかりません。半日で出来ます。そのことをやってちゃんと資料としてプリントアウトして残しておく。勉強した形跡を残しておいて、言い方は悪いですけどなにか“コト”が起こった時に、搜索で持ってってもらうんですね。半分冗談ですが、そういうものがあつた例がないから言ってるんです。

搜索に入って、その安全意識を示すようなものを押収した経験はまずございません。およそ見ないところにしまつてある物、これは何？。いや何だろ？。これということはよくみますが、自分でこう事故を防止しようという発想で、そういうものを見ていると、要するに予見義務を果たそうとしている、過失が認めづらいなあということに遭遇したことがない。ですから是非ですね、一日

もかからない作業なので、今日お渡しする事例集、それからできればインターネット、インターネットが難しければ紀伊国屋さんあるいはどこの本屋さんでもいいです、注文できます。学校事故に関する書籍、何かないですかというと、店員さん一生懸命検索してくれます。何でもいいので2、3冊ぐらい、是非事例がなるべく沢山あるやつですね、何でもいいと思います。大体似たり寄ったりの事例が紹介されてますので、そういったものを購入して少し見といた方がいいかなと、これは望ましいというレベルの話として聞いてください。最低限今日お渡しする事例をみればある程度、他にもこういうこと起こりうるんだなと、想像力は働いてくると思うので。全部をみるというのは不可能だと思いますので、どこで切り上げるかというレベルの問題ではあるんですが、望ましいはそのくらいまでやった方がいいかなと。なかなか追いつかなければ今日のお配りするものだけは、しっかり見ていただきたいなと思います。で、そういった作業を六本木ヒルズでしておけば、少なくとも二百何件起きてるんですね。これは早急にやらないと、頭挟まれて頭に怪我負ってると、これ死亡事故が起きるだろうということは、予想はつきますよね。もっと対策は多分早かったんだろうなと思います。まずその「予見義務」をしっかり果たしてくださいというところですね。できるところまでですね。

それから次「回避義務」。さて六本木ヒルズの事例だと、私が何を真っ先にやったかということ、森ビル、六本木ヒルズの周辺、沢山当時自動回転ドアがありました。実際に現地を色々見て回りました。自動回転ドアがあるところ全てといっても過言で無いくらいずいぶん見ました。そのなかでやはり一番しっかりしていたのは三越恵比寿店。大きな見栄えの悪い盾みたいな、でかく進入禁止とボーンとシール貼ったようなやつが貼ってあってですね、警備員もちゃんと常駐してたんです。六本木ヒルズは土日の混雑の時間帯だけ。しかも事故が起きた回転ドアには置いてませんでした。で、そういう柵も置いてなかったんですね。要するに、他の所を見てくださいということです。特に安全意識の高い所。そういう情報が入るのかどうか私には分かりませんが、何を言いたいかというと、今の三越の事例を見つけた時、私は検事として、「あ、良かった」と「これで過失はもう間違いない」と確信したんです。すごく助かりました。そういうネタを見つけに行っただけです。どういうことかということ、『他のところで行っているんですから、お宅で出来ないことはないでしょ。何でやらないんですか？。「回避義務違反」じゃないですか？』ということは、その1つだけで簡単に立証・証明ができます。過失認定になっちゃうんですね。そのネタ探しに行っただけです。

同じことが学校内で事故が起こると、警察なかなか過失に慣れてないので、ちゃんと分かっている検事からそういう指示を飛ばします。「見つけて来い。安

全管理をしっかりやっている所を道内の高校で見つけてください」と。ハードルが高まっちゃうかもしれないですね。こういう講義をやると。そうなればと願っておりますが、そういうことをやってる所との対比で責めてくるんですね。ここの高校がこんなこと注意して、こんなこと指導して、こんな防止対策している。あるいはこんな定期研修してるよとか、そんな話を集めるんですね。それに比べてお宅は・・・。こういう対比作戦で過失を責めてきます。それは言われちゃうと否定できないですよ。言い訳にしかなりえなくなっちゃうので、そこが捜査機関の責めどころ。そして民事事件であったとしても、相手方、ご遺族・被害者について弁護士、分かってる弁護士はそういう責め方をします。そういう情報収集をしてくるんですね。ですから六本木ヒルズでも、せめて有名どころで子供が出入りする場所の自動回転ドアで、どんな対策講じてるんだろうというところを、1日で、私2日使いましたが、そのくらいでせいぜい回れるんですね。全部は無理ですが近くの主要な所。そんなにそんなにあるわけじゃないですから。それをして三越を見た時に、あれここまでしてるんだなど、うちは本当にやらなくていいかな、というところの検討をちゃんとしていけば、違った結果がありえたのかなと思いますね。やらないという選択肢もあろうかと思いますが、本当にやらなくていいのか。少なくともその吟味、その検討だけはどっかでして、盾を設けるのがちょっと嫌であれば何か代替策を講じられないか。少しでも一瞬でも考えてほしいということなんですね。それができていけば、盾なんか講じなくても、その発想さえあれば、何かしらをしていけば、多分事故は起きなかったんだと思います。要するに、何にもしてないから起きるんですね。そこが決定的な違いかだと思います。

こういう事例をダッと紹介されて、「アレやれコレやれと言われてもなあ・・・」と、それはご尤もだと思います。そういう話をするつもりは毛頭無くて、一つでもできることをより多く積み重ねいていただきたいなど、できる範囲で構わないと思うんです。そうしたら多分起こらないと思います。自分が見てきている経験上だけのザクツとした話で非常に申し訳ないんですが、多分起きないんじゃないか僕は思ってます。そんなところの意識すらないところでやっぱり順々に起きてるな、というのがもう何百件以上見ましたけど、そう確信したところでは。

さて、六本木ヒルズの案件では、もうまさにそのところだけしっかりやっつけば、ちゃんと事例を掴んで不安になった状態で、他でどんなことやってるのかなということさえ見て、何か1つでもできたならば、こんな大惨事は防げたということになるかと思っています。ただ、それでも対応し切れなかったところで発生しちゃったものについては、こっから先は語弊あるかもしれませんが、人間がやることですから限界はあります。限界に対する手当てをちゃんとフォロ

一しているかどうかが問題かなと思います。限界だと吟味した上で、こっから先は申し訳ないけど、やれないと。その先は、何かコトが起きたら「スポーツ振興センター」の給付金で幾ら保証されるんだらう。でもこれ足りないよな。その部分、どうやってフォローする保険があるんだらう。どうしよう。ということをしっかり考えて、やはり責任ある対応をとるとというのがベストかなと思います。なかなか本当に当たり前のお話なんですけど、全然全く浸透してないお話なもんですから、あえてお話をさせていただいているところではあります。

さて、事例を変えて、サッカーの事例ですが、果たしてこれはどうしたらよかったのか。これはもう今では割と当たり前になってきてるかもしれませんが、弁護士会なんかでも同僚同士でゴルフ行ったりするんですね。ボクらみたいな口のうるさい人がいると、ゴロゴロと鳴ったら「もう止めよう」「もうだめだ」と、酔っ払った弁護士達を説得して止めさせるわけですね。こう言っている手前、立場がないのですが、我々の業界自体も、リスク管理、安全意識という観点は、相当に低いと言わざるを得ません。

確かに年間10件前後死亡事故起きてるんです。で、やはりこれも裁判所からまさに指摘されているように、こういう落雷事故での死亡事故ってどのくらいあるんだらう？。せめて屋外でするわけですから、これ雷注意報出てるんですね。屋外で競技をする時のポイント、注意報や警報は事前に見ておいた方が良くと思います。それから、試合会場が多少でも危険がある場所であれば、よく事前に見る。これはもう絶対やらなければいけない基本です。よく、過失認定の資料として注意報が出てたのにあえてやった。何も検討した形跡も無いとか。注意報レベルであってても言われてしまいます。

私、道内の高校の事案もいくつかご担当させていただいてるものですから、グサリグサリと刺さってきてらっしゃる先生方も少なくないかもしれませんが、そういう責め方をしてくるわけです。裁判所でもそこ言われちゃうので、屋外競技で天候が不安がある場合には、登山なんかもそうですけど、ボートなんかもそうです。しっかりと注意報、警報をよく確認しておいた方がいいかなと。そしてしっかり検討する。まあ続けるか止めるか、ですね。この案件でも、しっかり警報確認してれば、注意報が出ていると、注意報が出て雷落ちちゃったら、これもう100%責任問われるだらうなと。何でそこが気づかないのかなという当たり前の話なんです。私からしても一審・二審の裁判官はちょっとモラルに欠けるなど、遺族がそれで納得するわけないでしょと。最高裁が言ってる通りだなと思います。注意報が出て、雷落ちてるわけですからね。これが過失無いというのは通るわけないと思ってたんですけど、なぜか一審・二審で過失を否定する。その辺のゆるい裁判所の体質はもうこの最高裁判所の判決で、ガラ

りと変わりました。今はそういう甘い主張は通用しないんですね。ですから注意報をよく見る。そして少なくとも多少なりとも2、3冊の文献、今言ったように買ってください。読んでくださいというものに当たれば、どこかに書いてあります。そういった屋外スポーツで、ゴロゴロと鳴った時は安全な所に避難してください。そこに書いてあるのに、守らなかった。これもやはり簡単にそこをネタに使われて過失というものが問われてしまいます。ですからサッカーの事故なんていうのはその当たり前のこと、注意報を見る。そして、そういった時には避難せよと色々なところに書いてあるということさえ分かれば、もう止めるべき話だったんですね。試合自体を中断すべき話でした。それで防げたわけで。六本木ヒルズとサッカーの事故。防ぐのってそんなに難しいことでしょうか？、そんなに難しくありませんよ。ほとんどそうなんです。もっと言うと、やはり防ぐべき事故もある程度ターゲットを絞って、言い方はあまりよくないかもしれませんが、全部の事故は防げないし、防ぐ必要も僕は無いと思います。

特にスポーツ。私、野球とレスリングやってたんです。レスリングなんて特に怪我して当たり前で、それをネタに萎縮して怠けるだけです。そういうのではスポーツは成り立たないので、怪我は不可避だし、していいものだと僕は思っています。そうじゃないとスポーツじゃないです。ただし、振り分けは必要かなど。死亡事故、それから後遺症の残る重傷事故、ここだけは絶対に防がなきゃいけないという発想で、「何かができないか」そういう形で絞っていくと、やるべきことというのはそんなにそんなに沢山あるわけではないんですね。全部を防ごうと、それは無理だし、そういうことはすべきでないと思います。その死亡、後遺障害を残す事故、ここを何とか防いで、それ以外は起きた時に対応できる体制だけはきっちり作っておくと。これが万全なリスク管理かなという風に思います。

あと、野球の事例ですが、まあ同じグラウンドで競合してやるというのは避けられないんでしょうね。今も変わってないんだと思いますが、ネットを張るだとか、それが予算的に叶わなければ、やはりシュミレーションしたら良いと思います。幾つかの部活が、合同で一回そういう機会を設けて、どんな事故が想定されるか。それを説明できる情報だけは、こういった講義あるいはネットで検索して、こんな事故事例があるという説明ができないとダメだと思うんです。嫌らしい言い方すると、そこを先生方はせめてご理解されて、きっちりそこを具体的に実演をして、こんなことが起こりうるから、しっかりその注意・指導を徹底してくれ、と下にどんどん伝えていくんですね。顧問の先生、それから生徒にも伝えます。それを定期的に行う。その上でなお発生した時に、そういう指導だけでは足りない、ネットを講じるべきだ、一緒にやるべきじゃないと

裁判所が言うかという、僕は言えない気がするんです。言う裁判官もいるかもしれませんが、幾ら最高裁でも、そこまで非現実的な話に踏み込んで過失といってくるのかという、僕はちょっとクエスチョンマークです。要するに、そこまで持ってかないとダメだと思います。

費用をかけないでもできる指導を尽くしたかどうか。大体そういう理論にまづ間違いなくならないのは、そういう指導すらしていないので、さきほどのゴロ捕りの練習も、「気をつけろよ」ということしか言ってない。後、どこまでできるとか、どこまで指導すべきとか、あまり踏み込まずにもっと具体的な指導をしておけば防げた。だから過失があると簡単に言われてしまってるんですね。ですから先生方にもっと踏み込んで、具体的にシュミレーションする。しかも定期的にやる。先生並びに生徒に周知させる。これが、例えば年1回の勉強会だとか何でもいいです。そういう機会を是非設けていただく、というようなことはそんなにそんなに大変ですか？。過密スケジュールなのは分かるんですが、何とかできる範囲じゃないでしょうか。それをやっていた時に、それでも発生した。生徒に徹底してるのに守らなくて発生した事故、そこまで予見すべきか。生徒は、そんなに徹底しても守らない、という前提でこっちはお金をかけて対策講じなければいけないのか、非常に微妙な判断になってくると思います。せめてそこまではリスクを軽減すると。絶対にそれで過失が否定されるということは断言できないですけども、そこまでやってれば、そもそも一番大切な事故防止、というところにはまづ間違いなく繋がるわけです。そういった発想でお金をかけないで何かできることがないか、そこはできるはずだと思います。いずれもその発想でやっていけば、野球のさっきのゴロ捕り、それからハーフバッティング、いずれも防げた話かなと。柔道もそうですね。そういう悪ふざけが無いとか、練習の前後に少しでも見回りして注意してれば、済んだ話ですね。あるいは、部員達に一般的な事例を先生方頭に入れていただければ、特に格闘技なんかは危ないです。無茶するし、余裕が無い中で、投げ技うったり、私も危ない時ありましたけども、でも教えられたこと無いですね。一回も無かったですね。危ないから具体的にここまでで止めろとか、申し訳ないですけど教えられたことないです。顧問からは、イケイケと、投げろと、そういう話しかなかったわけです。そうことではちょっとこれからの時代、それすら過失のネタに使われてしまうと思いますので、気をつけていただければなと思います。

ちょっと話し足りないところもあるんですが、この後、牧からまた保険に絡めてお話しいただいて、その後、僕の話、エピソードを盛り込んだ今度は良い記者会見、良い取調べ、今日のお話を聞いていただいて、少しでもできることをなんらか実践していただければ、こんなに良くなるんだと。お金をかけるよ

うな対策は盛り込んでません。お金をかけなくてもできることをやると、こういう風になると良い例をお示ししたいなと思います。

牧ファイナンシャルプランナー

今、中村の方から、事故はないのが一番なので、減らすため、そして過失責任をいかに減らすか、逆の言い方をすれば責任を果たすためにどういうことをやるのがいいか、という話を十分にさせていただきました。事故がないのがもちろん一番です。

でもこれ皆さん（画面上の図）、普段お感じの通り学校を取り巻く事故発生のリスクは24時間あります。通勤・通学に始まり授業中。授業中といえばこれも市内の出来事で、新聞等やインターネットの速報で流れました。手稲区の学校で理科の授業中に、液体窒素を生徒さんの手に垂らしてしまった先生がいらっしまったという出来事があって、何かと思ったら実験でそれ知らなかったって。理科の先生がそれやってしまう世の中なんて・・・、いつ何が起きるか分からない時代ですね。もちろん部活動中もそうですし、あるいは修学旅行、そして先ほどの施設管理。施設管理という面では、先ほどの台風による木が倒れるということよりも、やはり北海道は雪国ですから、落雪による出来事というのは学校ではそんなに、今のところ私の方で持ってる事例の中にはないんですが、ビルとかアパートとかマンションではよく落雪による事故は非常に多く、施設管理を問われているケースがあります。つまり、いつ起きるか全く分かりません。

先ほどご説明した通り（画面上の図）、賠償責任を負う対象となるのは、生徒やその父兄ではなく地域住民の方や、業務に関するものまで含めると対象も無限にあるといってもいいと思います。これも先ほど見てもらいましたが、学校に関係する全てのものが対象となる。でもこれってちょっと考えてもらうと、これは昔から学校という制度が出来上がってから変わらないはずなんです。なのに、なぜ今こういうことを非常に気にしないといけないかというと、皆さんお気づきの通りで、権利意識の高まりなんてよく言われます。従来は学校に対する尊敬の目、温かい目、地域の応援の声だったのが、良くも悪くも権利意識が高まったことによって、応援の目や尊敬の目がどうやら批判の目に変ったりだとか、あるいは何かあるとやはり権利意識が高まりすぎてしまって、これは学校のせいだ、あなた達のせいだ、という世の中になってしまっていることも、やっぱり関係してくるのかなと思っております。

お手元の資料にある通りですが、十分な予見や十分な回避をしたとしても、発生の可能性や責任というのはゼロには残念ながらなりません。また、先ほどお話したように、予測も困難だというお手元の資料の、上の三角形がだんだん

大きくなってきています。先ほど落雷の例がありましたが、私は趣味でスキューバダイビングをするんですが、スキューバダイビングの時は、遠くで落雷が起きたら絶対止めるんです。何でかといったら自分の命が惜しいから止めるんですけど、絶対止めるんですね。ということはやはり雷が遠くで鳴っている以上、予見困難とは言い切れない。そして今のこの時代、先ほどの手稲の中学校さんの液体窒素の件なんかも、何気なく他のインターネットのを見ていたら、ヤフーとか見るとニュースの速報が出るんですね。そういうところでも普通に流れてしまうんです。私もこの仕事してるから、中学校で液体窒素で生徒が怪我って何？って思ってみると、よく知ってる市内の学校だったりする。つまりは知らなかったなんてことは、今はかなり言えなくなってますね。本を置いておくのはもちろん当たり前だと思います。知らないわけないですよ、と云うことです。今日忙しくて新聞見てなかったからってと言っても、情報というのは嫌でも流れてくる時代なので。今のこの時代において、予見が困難なんてことは言えない。ということは、つまり責任が大きくなってくる。知っているはずだ、と言われることがあるので、ゼロにはならない。どうしようか、というあたりが大事なところだと思います。

皆さんのお手元の資料の最終ページに、リスクマネジメントの方法として、分かりやすい図として私がよく使っている図があります。リスクマネジメント、よく分厚い本になって色々書いてあるんですが、あれ非常に分かりにくいんです。なので、逆に例えば今左上のリスク調査発見、よくリスクの把握とか色々な表現を使いますが、学校に当て嵌めてみたら、授業中の怪我ですとか、通勤・通学の交通事故やデータの流出ですとか色々あると思います。今日はあまり触れませんが、セクハラ等もあると思います。リスクを把握した、さあどうしよう。こういうことあるぞ、どうする？。やめるか？とか、どうする検証するか？とか。でもここが非常に大事です。それどんなリスクなのかというのを分類する必要があって、ここが非常に大事です。これは最後にお話します。

今日はテーマとして、「事故を予見して未然に防ごう」と、「十分な回避策を講じよう」というのももちろんそうですが、残念なことに今説明したように、事故というのは起きる可能性がゼロにはならない以上、「発生した時にどうしよう」というこの3つ（画面上の図）がそろって、初めて本当の意味での危機管理になるはず。つまり発生時のマネジメントというのが必要であって、どうしても予防策に終始すると、この発生時のマネジメント、実際に起きたらどうしようかね、というところが手薄になるのではなくて、手が回りきらないってことがあるのではないのでしょうか。（画面上の次の図）図にただけですが、適切な対応が取れると、対応が早い。あるいは被害者の方には親身適切に。先ほどのあんな極端な例はなかなかないでしょうが、冒頭に私達の寸劇で

対応の悪いケースを見てもらいましたが、対応が良ければ、当然責任問題っていうのが薄まります。そしてすばやい解決にも繋がります。すばやい解決=日常業務への復旧が早いということになります。これ逆の場合を見てもらうと明らかです。先ほどの冒頭のがそうですね。対応が悪いと（画面上の図）こっちが重くなっちゃいますね。解決が一層難航し、日常業務への支障が非常に大きくなります。皆さんのお手元の資料にもありますが、リスクが具体化する時の損失というのは、私は仕事柄よく保険等も扱っているんですが、ただあくまでもここ（画面上の図）だけなんです、実を言うと。全てを賄えるかということ、あくまでここ（図の上で）しか保険では賄えないんですよ。賠償金を払ったりとか。賠償金、見舞金、どう使い分けるかこの後話しますが、賠償金あるいは見舞金等の発生、あるいは日常業務ですとこれ（画面上の図）非常に大きいです。被害者への対応、マスコミ対応、警察対応、教育委員会の方いらっしゃると思いますが、教育委員会への報告、連絡、相談、非常に大変です。生徒から父兄から職員から、皆さんから信用も失います。ご自身の生活にも影響が出る可能性が大了。普段からストレスを強く抱えてらっしゃる皆様が、より強いストレスによって健康状態が悪くなる、最悪の場合懲戒処分を受ける。生活に影響。こういった色んなことが、よくこれ事故によるコストなんて言い方します。コストっていうとお金だけじゃないんですが、事故によるコストとして、これだけのもの（画面上の図）が発生する。つまりは、責任が最終的になくてもやはり事故は起きない方がいい。でも、起きてしまいます。

今の見舞金というところに限って言うと、賠償責任がない時は、何もしなくていいのかなっていうのが、先ほど天秤を見てもらいましたが、解決が少しでも早ければ、少しは解決自体がスムーズになる。というのは、本人や家族に対する見舞金、賠償義務が無くても見舞金ぐらいは払ってあげたらいいんじゃないのかなと。これによって、遺族もしくはご家族もしくはご本人の心情というのが、非常に収まる可能性も高い。責任の有無が確定する前段階でも様々な費用が生じます。私今日の話をするにあたって、開成高校の同級生で当時野球部の友人と今でも付き合いがあって、聞いてみたら「そういえば俺達しょっちゅう怪我してたけど、なんか知らんけどどっかから金下りてきたな」なんて話があって、恐らく彼もその時は高校生なんで覚えてはいないんですが、何か学校で入っていたのか、多分スポーツ共済なんかに入っていたみたいですね。ただ、そういうのがあったので、あまりその辺でいちいちどうのこうのという話には当時はならなかったと聞いています。（画面上の図）そんな時には実は賠償責任がなくても払われるのが傷害保険というのがあって、事例は実は見てもらうとほとんど同じに見えるんですが、これは保険で払われているんです。高校生がバイクで交差点衝突、後遺障害。あるいは夏山登山、生徒が転落、亡くなっ

た。つまりこれは責任がなくても払われる傷害保険の類や、あるいは色々なスポーツセンター等のものでは、交通費にも支払われるので、こういったものが見舞金の手当てとしては有効策の1つではあると思います。

でも一番大事なのが、災害時の発生時の対応の準備。対応マニュアルの整備ですとか、あるいは研修、皆さんは色々な場に出て分かるケースが多いと思いますが、この学校の先生や場合によっては生徒さん達に対しても「起きたら困るよ」「起したらダメだよ」も、もちろんそうですが、「起きたらどうするかね」というのもこれも考えたくないことではあります、考えておく必要がある。今ご説明した災害給付や傷害保険等というのはあくまでも金銭面のフォローにはなりません。あるいは、何か起きた場合どうしようという専門家との連携体制。

(画面上の図) 一番肝心なのは、私はいつも思いますが危機意識の共有だと思います。ここにいる皆さんではなくて、学校の先生達、皆が果たして共有できるか。日常業務忙しい中で、「定期的な研修なんてしょっちゅうやられるか」、「こんな月に一遍やったら日常業務できない」って話なんです、定期的でなくても適宜でもいいと思いますね。修学旅行があるからその前にやろうと。修学旅行中何かあったらどうしよう？バスが転落したらどうしよう？飛行機で何かが起きたらどうしよう？。学年主任がいるけど、その学年主任も事故で亡くなったらどうしよう？。そういうシミュレーションいくつかして、適宜でも構わないので研修・勉強会の実施ということを、やはりしておかないとまずいのではないのでしょうか。

あるいは、生徒の健康管理という意味でも、健康管理、ちょっとやるかどうかですね。年に一回やってるからいいのか、修学旅行に行く前、当日何かの活動する時、先ほどみたく天気が非常に悪い時良い時、どうのこうのやろうかという時も含めて、普段からこの意識を校長先生皆さんだけではなく、職員の方々と共有できてるかどうかというところが、非常に重要かと思います。また、事故が発生する時にはどうしようと。よく連絡するんだよと書いてるけども、誰が本当に、どこにどうするんだらうというのを、普段から共有できているのでしょうか？。皆さん校長先生のお手元にはあると思うんですよ。それを共有できてるのかなと。たまたまその時校長先生が、例えば今日この場で何かあったらどうしましょう？今校長先生ここにいる。学校の先生達は校長先生ここにいるから、さあどうするんだらう？まあ教頭先生がやるのかもしれない。でもそういう時にいなかったらどうなの？。いない時に限って何か起きますね。あまりこういう場で政治の話題をすると良くないんですけど、某政権が、ちょうどその時に限って総理がいない時に限って大きな地震が起きただとか、そういうときに限るっていうのが多いので、いない時どうしようか？こういうのも考えておいた方がいいと思います。校長に連絡する。校長いない、あれ？ってこと

になってしまったらどうするのでしょうか。先ほどのここの絵をもう一度見てもらいたいですね。ここ、予見も困難のところのこの三角形、だんだん今大きくなってきています。つまり責任取んなきゃならないところ大きくなってきます。

最後ですが、ここ（画面上の図）をもう一度みてもらいます。ここ一番大事だと先ほどお話ししました。何かがあるよと、これ実はせめて4つに分けて考えてほしいです。起きる確率も高いし、起きたら大変だよと。起きる確立は高いんだけど、大したこと無いっちゃ大したこと無い。滅多に起きないけど、起きたら大変。滅多に起きないし、まあ起きても別にいいやと。ここを考えた上でのリスクマネジメントなんですね。大したこと無かったら、そのまま突っ切るのもあります。あるいは保険を掛けるのはあくまでもここだけで、何かあった場合のダメージを減らすだけです。金銭的な、あくまでも。あるいは中止する、変更する。30度の気温の時に、そのまま表で活動するのがいいかどうか、中止するもしくはちょっと変更する。自転車通学をしてる以上、生徒の交通事故ってのは充分にあり得る。じゃあこれ自体止めさせちゃう？。もしくは規則を厳しくする。私の母校では何分だったかな、自転車で30分以内の生徒については自転車通学可能だったんですよ。私のうちから30分じゃ行かないんですけど、猛スピードで行けば30分ですって言い切って通ってたんですが、まあそういう生徒がいたらどうするんだろうかと。もうちょっと厳しくした方がいいと。今通ってるスポーツクラブはシール貼るんです。ちゃんと届け出てやってると。当時の高校には多分それなかったんで、停めておいても大丈夫だったんですよ。ということは、その辺の管理がちゃんとなつてなかったとすれば、自転車通学のルールを変更するだとか、あるいは学校行事でも部活動でも、ちょっと色んなことを変更する、回避するとか。予防するというのはここ（画面上の図）に入りますね。普段から点検するあるいは教員の指導をする。そして最悪起きた場合の軽減をしよう。地震の時の防災訓練って必ずやってると思うんです。地震の時の防災訓練で必ずやるんですけど、明日防災訓練入るから皆片付けるんだよ、と前の日に片付けているんですね。理科の先生なんかはそろそろだなと思うと、あまりこうゴチャゴチャにしないんです。この辺逃げやすいように。でもそれじゃ訓練にならないはずですよ。本当の意味で、今ここにピーカーで、こうやってる時に起きたらどうするのと。家庭で言ったらばコンロに火をつけてる時どうするのというのが防災訓練なので、批判の声は多いでしょうが、本来防災訓練というのは抜き打ちであるべきですね

同じように道外に修学旅行に行ってる人達が、ゴソッと事故にあったらどうするんだ？。通勤途中、つまり朝まだ皆さんが出勤してない時に何かあったらどうするんだ？。というような、そう言った意味での非常時の防災訓練というも

のも、是非やった方がいいと思いますね。必要な時は是非、呼んでください。時間の関係もありますので、きょうここ(画面)の、このリスクの分類、そしてその分類による回避方法、つまり回避だけじゃないマネジメントというのが何通りかあるよ、ということをも十分にまた是非知ってもらって、先ほどご説明しました危機意識を、皆さんだけじゃなくて皆さんと職員の方々や生徒さんとの共有、それがリスクをマネジメントする方法の有効策である、ということも一つお含みおきいただきたいと思います。ありがとうございます。

中村弁護士

寸劇に入る前に2点だけ。弁護士がすごく増えてます。敵が増えてると言い方は適切じゃないかもしれませんが、いつ矢が飛んでくるか分かりません。今までは、話し合いで弁護士が「そんな傷害事故、学校の中でしょう。仲良くやった方がいいんじゃないの？」と「弁護士なんか入らない方がいいよ」と言っていた時代がですね、全然変わってきました。こんなのに弁護士がついて追求してくるの、というのがもう増えてきましたね。クレームを助長する話にかなりなってきたと思います。やはりこちらのリスク管理もそれに応じてしっかりしなければいけないと。深夜見るとパチンコのCMに次いで多いのが弁護士のCMです。もうどんどんどんどん増えちゃって、お客さんがいないもんですから色々なとこに介入してきます。やはりちょっと今までと意識を変えなければいけないかなと言う点と、これから寸劇やりますが、先ほどの寸劇の一番悪かった点は、謝罪をしていないということです。事故が起きたら謝罪をするな、ということが書いてある本がわんさかありますが、これは裁判所の世界では少なくとも誤りでございます。謝罪と法的責任を認めることは峻別した方がいいです。六本木ヒルズの時も弁護士がちゃんと指導して、申し訳ありません私が悪いです、本当にすみません、責任を感じておりますと。よし、法的責任をと、調書取るとサインしませんと言うんですね。道義的責任ですよ、という言い方するんですが、まあそういう言い方はさておき、謝ることと法的責任を認めることは別なので、ちょっとそのこともびっくりするかもしれないので、ただそれは実際に裁判所ではそうなので、そのへんも意識しながら聞いていただければと思います。

《記者会見の場面》

(新聞記者を中村様、校長を牧様)

記者：学校として責任をお感じになっていますか。

校長：え・・・、なんとしてもこのような最悪の結果は、防がなければなりませんでした。当然重大な責任があります。

記者：過去に暑さが原因で、生徒さんが体調不良を訴えたという事例はありましたか。

校長：創設以来、例年数件あって、本年に入っても3名の生徒さんが体調不良を訴えて保健室に来ております。

記者：学校における、熱中症による死亡事故が多発していることはご存知でしたか。

校長：当然に認識しております。

記者：熱中症対策として何か対策は講じていましたか。

校長：当校だけではなく、他校で沢山の熱中症の支払事例および防止策を調べ、他校で実践していることを参考に、当校なりに様々な対策は講じておりました。

具体的には、気温が30度を超えるような真夏日における体育大会の練習や部活動では、体調の優れない生徒の有無を事前に必ず確認し、体調が悪くなった場合はすぐに申し出るように、職員にも生徒にも必ずこう徹底した上で、帽子も着用させ、そして小まめに水分を補給させるとともに、遅くとも1時間ごとには休憩を入れるように指導しておりました。

そして体調不良の生徒が出た場合には、すぐに保健室に連れて行き、スポーツドリンクを飲ませ、太い血管部分に氷を当てて体温を下げるようにも努め、それでも体調が回復しない場合には、直ちに救急搬送するよう定期的に研修を実施することで、全職員にも徹底しておりました。

記者：本当にそんなことしてたんですか。それでも何で、今回のような事態が発生したんでしょうか。

校長：そうですね。一度休憩するまでの間、特に体調不良を申し出る生徒はいなかったのですが、少し油断して休憩後に練習を再開したんですね。で、しばらくしたところで初めて3名の生徒さんが体調不良を訴えたので、順次保健室に連れて行きました。ただその段階では、死に至るところまでの危険性を感じる事ができず、練習を継続するか中止するかを検討していた、まさにその矢先に生徒さんが倒れ、救急車で搬送しましたが、大変痛ましいことに結果として亡くなられてしまいました。もっと早く練習を中止していればこんなことになりませんでした。大変な責任を感じております。

記者：亡くなられた生徒さん、入院している生徒さん、あるいは保護者の方に謝罪はされたんでしょうか。

校長：当然直ちに謝罪をしており、今後も謝罪を続けます。

記者：賠償は考えてないんですか。

校長：賠償については私達だけではわからない法的判断が必要となってきますので、現段階では未確定なところがありますが、取り急ぎ当校で加入し

ている傷害保険等を利用して、お見舞金をお支払させていただきました。

記者：再発防止のために学校でどのような取り組みをしなければならないと考えていますか。

校長：事故当日のうちに弁護士さん等の第三者にもご参加いただいて、事故調査委員会を立ち上げ、現場に居合わせた者からの聞き取り調査を早速実施しているところです。

このような結果を招かないように、対策を講じていたつもりではありましたが、現に結果が発生してしまった以上、今後どのようにしたら再発防止できるのか、あらゆる観点からさらなる対策を検討し、抜本的な再発防止策を早期に実現し、ご遺族に報告しなければならないと決意しております。

《数日後、検察庁での検事の取調べ》

(検事を中村様、校長を牧様)

検事：あなた記者会見で、自分のとこだけでなく他の学校での熱中症事例、対策を調べたことがあるって言ってたけど、そんなこと本当にしてたの？

校長：実はですね、3年前の1月の確か5日だったんですが、校長協会主催の研修会に参加しまして、その時弁護士とファイナンシャルプランナーからですね、学校事故防止のお話を聞いたんですね。

その時に、特にその部分、事前の研究・勉強等は必ずするんだよ、と彼ら2人がしつこく言うものですから、当時は面倒だなと思ったんですが、まあ少し不安もあったので、帰った後一応調べてみました。そうしたら、色々な事故事例をみているうちに、いつ当校で事故が発生してもおかしくないなと気づきまして、不安で仕方なくなってしまう、それ以来ですね。

実は、その時の2人には定期的に当校に来ていただいて研修会を実施して、教員にも周知してもらい、少なくとも他の学校で実施している防止策と同程度以上のものは、うちでも実施しようとして心がけ実践してきました。でも、それでも防ぐことができませんでした。

検事：本当？。そんなの信用できない話だね。でも防ぐことができなかったんだから、やっぱり対策は不十分だったんじゃないんですか。

校長：まあ不十分と言われれば、私としてもそのように思っております。現在事故調査委員会と一緒に、万全の対策を検討しているところです。

ただ、本当に今回の件は体育大会も間近に迫ってるなかで、練習の必要性があったこと自体が間違いがないため、1人でも体調不良を訴える者がいたら、練習をすぐ中止するんだよという判断でもしない限りは、防げなかったのかもしれない。

ただ、自分の体調管理がある程度は判断が期待できる高校生でもありませんし、本当にそのような判断をどこまですべきなのかは、現実論とのギャップにとっても悩んでいるところです。

検事：まあ別にあなたの評価なんて聞きたくないのですね、また次の質問しますけど、ご遺族に対する保障は考えてますか。

校長：当校に過失が成立するの否か、正直なところ、今弁護士からは判断が非常に微妙であると言われております。

検事さんやそして裁判所から過失があるのご指摘を受けるのならば、当然それに応じた賠償をしなければならないと考えております。最も生徒が亡くなったことは間違いなく、私は過失の有無に関わらず、十分な補償をしてあげるのが教育者としての当然の責任だと思っていますから、十分な傷害保険を掛けていました。

また、過失の有無に関わらず、支払われるこの傷害保険の他に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の至急手続きも現在進めており、まもなく補償ができると思っています。

《 検察庁内での決済場面 》

(検事を中村様、部長を牧様)

検事が処分を決める時、その個人だけで決められません。上司、まあ今話題になってる部長、次席、検事正の決裁というのがある。

検事：失礼します。

部長：はいどうぞ。

検事：着席してよろしいでしょうか。

部長：ああ、座れ。

検事：部長、この事案、過失に問うのはとても厳しいですよ。予見義務は十分に果たしてるし、現実的にできる限りの防止策も講じていました。特に他校での事故事例の調査をしている点は、こちらも攻め手が無くなってきますね。どうしてそんな発想があったのか胡散臭いなあと思って、不思議に思って聞いたところ、前にうちにいた中村さんとファイナンシャルプランナーが徹底して指導してたみたいなんですよ。

今回の死亡事故、防止する為には体調不良者が1人でも出た段階で練習を中断しなければ無理だったと思うんですが、幼稚園等ではなく、高校であることも考えると、それは明らかに現実的でなく、裁判所の共感得られない可能性が高いと思います。無理して起訴したら、無罪になる気がします。

部長：そうだよなあ。この学校の安全管理意識はずいぶんしっかりしてるもんなあ。普通ここまで事故事例を調べたり対策を講じてるところなんてあ

んまり無いな。そういうところで事故は普通起きないしな。まあこれは双方にとって気の毒な事案かもしれないなあ。

検事：ただ、その事故というのは、どんなに対策講じても不可避免的に発生しますよね。この校長先生はそこまで予測して、十分な傷害保険を事前に掛けていたので、過失の有無に関わり無く、ご遺族に対処する予定なんだそうです。

傷害保険と災害救済給付金合わせれば、過失があることを前提にして計算した賠償額でさえ、十分に払えてしまうと思います。

安全管理意識が高く悪質な事案とまではとても言い切れませんが、もしそれでご遺族感情が少しでも和らいでくれるのであれば、不起訴処分、あるいはどうしても許せないということが残るのであれば、罰金処分が精一杯で起訴は止めた方がよいと思うのですが、いかがでしょうか？。

部長：うーん同感だな。無理はできないだろう。記者会見も誠実だったし、国民道民の目線も今回の件に関しては決して厳しいものではないしね。こういう誠実な教育者を失職させるとか懲戒処分に追い込まれるまでというのは、検察庁としても望むところではない。今回の起訴は見送ろう。

《寸劇終了》

中村弁護士

今お手元に、冒頭から予告していましたが 裁判の事例、主文や理由等が書いてあるものと、保険金支払い事例等が数十例載っているものがお手元に配られますので、これは皆様お帰りになった後是非お読みくださればと思います。